

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第四十七号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第
三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の(三)中「火薬類取締法施行令第六条に基
づく」を「火薬類取締法施行令第三条に基づく」に改め、

「丙種火薬類作業主任者免状交付手数料
甲種火薬類作業主任者免状交付手数料
乙種火薬類作業主任者免状交付手数料
火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱
主任者の免状の再交付手数料

」を

「火薬類の消費許可手数料
丙種火薬類製造保安責任者試験手数料
火薬類製造保安責任者試験手数料
取扱保安責任者免状又は火薬類取扱
主任者免状の再交付手数料」

に改める。

別表第一の三の(三)中「容器検査所の登録又は更新手数
料」を

「容器検査所の登録又は更新手数料
高圧ガス作業主任者免状の再交付手数料」に改める。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

昭和三十六年十月十日

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

定により告示する。

昭和三十六年十月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の氏名及び住所

理 事 稲毛 正章 倉吉市福積

田 中 巖 小谷 忠義

小谷 兼男

西 尾 義男 尾崎 好一

門脇 静己 西尾 一男

稻毛 武 福積

石田 幸博 西尾 一男

監 事 稲毛 武 福積

門脇 静己 西尾 一男

稻毛 武 福積

昭和三十六年八月十日第一回総会において総選挙の結果当選し八月十七日就任、任期三年。

上砂見土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（農道）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十六年九月二十八日認可した。

昭和三十六年十月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規

鳥取県告示第五百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十項の規定により、鳥取市数津土地改良区から次のように役員が就任及び退任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年十月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山根 賴男 鳥取市数津一九四ノ二

井戸垣納太郎 一三〇

井戸垣美親 一三一

西尾 秋夫 一四六

山根 裕 一四八

山根 賴之助 一四五

山根 英美 一九一

西尾 武胤 一六〇

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山根 賴男 鳥取市数津一九四ノ二

井戸垣納太郎 一三〇

井戸垣美親 一三一

西尾 秋夫 一四六

山根 裕 一四八

山根 賴之助 一四五

山根 英美 一九一

西尾 武胤 一六〇

鳥取県告示第五百七十九号

昭和三十六年八月七日第一回臨時総会において総選挙の結果当選し八月十八日就任、任期二年。

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対

5 昭和36年10月10日 火曜日 鳥取県公報 第3266号 (第3種郵便物認可)

実施期日	実施区域	実施場所
二 肝てつ検査及び駆除		
実施期日	実施区域	実施場所
十月十六日	日野郡日野町 根雨、高尾、板井原家畜検査場	溝口町 上菅、中菅、下菅、黒坂
十九日	溝口町 大平原、上野、大江、長山	溝口町 二十日 日野町 上菅、中菅、下菅、黒坂
八日	十一日	溝口町 二十一日 溝口町 大阪、富江
七日	十日	溝口町 二十三日 溝口、谷川、大倉、大原
十一月六日	十一月九日	溝口町 二十四日 二十六日 溝口町 金屋谷、岩立
八日	十一日	溝口町 二十五日 二十七日 江府町 宮原、莊、白水、根雨原
		溝口町 二十八日 江府町 宇代、中祖、三部、藤屋
		溝口町 二十九日 江府町 洲ヶ崎、荒田、下安井
		溝口町 三十日 尾ノ上原、俣野
		溝口町 畑池、下代、上代
		御机、美用、栗尾、小原
		吉原、袋原、大河原
		江尾、佐川、久連
		宮市、原、杉谷、貝田
		下蚊屋、助沢

00574
昭和36年10月10日 火曜日 鳥取県公報 第3266号 (第3種郵便物認可) 4

して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年十月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の結核病並びにブルセラ病及び肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病並びにブルセラ病

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。

ただし、生後六ヶ月分前後一月以内のものを除く。

第一 次	第二 次	実 施 区 域
十月十三日	十月十六日	日野郡日野町
十六日	十九日	溝口町
十七日	二十日	日野町

一 牛の結核病並びにブルセラ病検査

結核病検査 ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査 皮内注射反応及び虫卵検査法

肝てつ駆除 ヘキサクロロエタン製剤投与

別 表

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内分前後一ヶ月以内のも

のを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

7 昭和36年10月10日 火曜日 鳥取県公報 第3266号

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条の規定

により、昭和三十六年度行政書士試験を次の要領により実施するので、行政書士法施行細則（昭和二十六年四月八日鳥取県規則第二十号）第二条の規定により公告する。

昭和三十六年十月十日

鳥取県告示第五百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和三十六年十月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日

名 称

所 在 地

診 療 科 名

開 所 者 名

昭和三十六年 六月二日

中尾耳鼻咽喉科医院

米子市角盤町一丁目六三の六

耳鼻咽喉科、気管食道

中尾 德明

八月二十六日

中尾耳鼻咽喉科医院

米子市富士見町二丁目一八〇

耳鼻咽喉科

中尾 德明

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の期日及び場所

1 試験期日 昭和三十六年十月三十日

2 試験場所 鳥取市東町一丁目

県会議事堂第二会議室

次の科目について筆記試験を行なう（1、2については、択一式による。）。

1 行政書士の業務に關し必要な法令

昭和36年10月10日 火曜日 鳥取県公報 第3266号

二十六日 江府町 宮原、莊、白水、根雨原
二十七日 江府町 宇代、中祖、三部、藤屋
二十八日 江府町 洲ヶ崎、荒田、下安井
十一月九日 日野郡江府町 御机、美用、栗尾、小原
十一月十日 日野郡江府町 江尾、久連、佐川
十一月十一日 宮市原、杉谷、貝田
下蚊屋、助沢

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年十月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

基準を定めた昭和三十五年十月鳥取県告示第五百二十一号（生活保護法の規定による看護料の支給基準）は、昭和三十六年四月三十日限り廃止する。

昭和三十六年十月十日

鳥取県告示第五百八十一号
生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十六年十月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	廢 止 理 由	廢 止 年 月 日
中尾耳鼻咽喉科医院	米子市富士見町二丁目一八〇	耳鼻咽喉科	所在地移転のため	昭和三十六年八月 二十六日

00579

9 昭和36年10月10日 火曜日 鳥取県公報 第3266号 (第3種郵便物) 認可

鳥取県知事 石破二朗殿 氏名
年月日
私は行政書士試験を受験致したく別紙履歴書、写真及び受験資格を有する証書を添えてお願いします。

別記様式

行政書士試験受験願書

本籍
現住所ふりがな
生年月日

七 その他

鳥取県収入証紙をもつて納付すること。

この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会のこと。ただし、郵便により照会する場合は、十円切手を同封すること。

00578

昭和36年10月10日 火曜日 鳥取県公報 第3266号 (第3種郵便物) 認可 8

- 2 一般常識
3 作文

次の各号の一に該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条第一項に規定する者

2 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して三年以上になる者

3 行政書士法施行細則第一条第二項の規定に基づき、前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

四 欠格事由

次の各号の一に該当する者は、行政書士となることができない。

1 未成年者
2 禁治産者又は準禁治産者

- 3 禁じ、以上の刑に処せられた者で、その執行を終り又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者
4 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 行政書士法第十四条第一項の規定により登録取消の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五 出願期間

昭和三十六年十月十日から昭和三十六年十月二十三日まで

六 受験手続

1 試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真（出願前一年以内に写した上半身手札型のもの）を添えて、鳥取市東町二丁目鳥取県総務部地方課あて提出すること。

2 受験願書を提出するときは、受験手数料五百円を